

【平成 28 年 4 月 1 日】

土壌環境基準及び地下水環境基準の一部を改正する告示並びに
土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令等の公布について

土壌環境基準及び地下水環境基準の一部を改正する告示並びに土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令等が 3 月 29 日に公布されましたので、お知らせいたします。

なお、これまで「塩化ビニルモノマー」と呼ばれていた名称が、法律上「クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）」に変更されます。

1. 省令及び告示の概要.

①土壌環境基準告示及び地下水環境基準告示

○平成 28 年環境省告示第 30 号 「土壌の汚染に係る環境基準について」の一部改正

概要：クロロエチレン、1,4-ジオキサンの基準値・測定方法の追加
別表：

	土壌環境基準	測定方法
クロロエチレン	0.002mg/L 以下	H9 環告第 10 号付表
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	S46環告第59号付表7

施行日：平成29年4月1日から施行

○平成28年環境省告示第31号「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」の一部の改正

概要：塩化ビニルモノマーの名称変更 →
「クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）」

施行日：平成29年4月1日から施行

②土壌汚染対策法施行規則及び汚染土壌処理業に関する省令

○平成28年環境省令第3号 「土壌汚染対策法施行規則」の一部の改正

概要：クロロエチレンについて、土壌溶出量基準、地下水基準及び第二土壌溶出
の設定を行う

詳細：[土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令](#)

○平成28年環境省令第4号 「汚染土壌処理業に関する省令」の一部改正

詳細：[汚染土壌処理業に関する省令の一部を改正する省令](#)

③その他の土壌汚染対策法関連の告示

○平成28年環境省告示第33号「地下水に含まれる試料採取等対象物質の量の測定方法」の一部改正

詳細：[地下水に含まれる試料採取等対象物質の量の測定方法](#)

○平成28年環境省告示第34号 「土壌溶出量調査に係る測定方法」の一部改正

詳細：[土壌溶出量調査に係る測定方法](#)